

加すること不可能ある時は手あとレ本給之六割を
増加すること

二、共済人會に関する件

一、相互共済会会員は新等職工所得之百五十円と
改正すること

一、工場主は右共済会に對し毎月職工之總金額と
同額のものを積立補助すること

大正十三年三月十三日より実行

大正十三年三月十七日

連盟有志一同

右代表者

今林 四郎

右之西モ此書面に對し工場主は一割五分の増給を告
明したるシ職工側は三割を以て廉先せずたより工場
主は清貞化事の勘り切迫するより從前より等分勞
働勤務を重視することを條件としてニ割を増給し解
決す此の議定(借金化上)の大抵主導者人名を記
名し解説文書とて各自百二十円を支給す

二回目 単議

西求書

一、八時同制度即時実行

一、伍長は職工より選出すること

一、職長更迭(高橋・福田・永井・裏根)